



発行 東京都

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効……………一

……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二

……………(建設局河川部指導調整課)……………

告示 (公)

○教習指導員審査の実施……………四

規程 (交)

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………四

告示 (交)

○昭和五十四年交通局告示第十一号 (東京都乗合自動車車の運行系統の名称及び区間) の一部改正……………五

公告

○令和三年二級建築士試験の実施場所の変更……………五

……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………

○開発行為に関する工事完了 (三件)……………五

……………(都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

告示

●東京都告示第九十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例 (平成十七年東京都条例第六十七号) 第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年九月三日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第四百二十二号) の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第四百十五号) 第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和三年九月四日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

| | 化学名 | 通称名 |
|-----|---|-----------------------|
| (1) | エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルプタノアート及びその塩類 | 5F-EMB-PICA、EMB-2201 |
| (2) | 2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン及びその塩類 | 2-Thiothionone、βk-MPA |
| (3) | 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類 | α-PCYP |

●東京都告示第九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二十七年東京都告示第六十二号及び平成三十一年東京都告示第四百十三号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、令和三年九月三日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

八王子市高尾地区(3)

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱五号、標柱十三号から標柱十六号まで及び標柱六号を順次結んだ線並びに平成三十一年東京都告示第四百十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)

八王子市高尾町

二四八三番一

五号及び十三号から十五号まで

二五四一番三

六号

二四八四番二

十六号



八王子市高尾地区（3）急傾斜地崩壊危険区域
八王子市高尾地内

別 図

出 張（公）

●東京都公安委員会告示第246号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月3日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和3年10月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和3年9月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年9月6日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

規 程（交）

●交通局規程第411号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三日

東京都交通局長 内 藤 淳
東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を
改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通
局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局品川自動車営業所の項中、「劇第三号
系統、SFW第一号系統、SFW第二号系統、SFC第三
号系統及びSFC第四号系統」を「及び劇第三号系統」に
改め、同表東京都交通局渋谷自動車営業所の項中、「劇第
五号系統、SFW第一号系統、SFW第二号系統、SFC
第三号系統及びSFC第四号系統」を「及び劇第五号系
統」に改め、同表東京都交通局小滝橋自動車営業所の項中
「C・H第一号系統、SFW第一号系統、SFW第二号
系統、SFC第三号系統及びSFC第四号系統」を「及び
C・H第一号系統」に改め、同表東京都交通局早稲田自動
車営業所の項中、「梅第一号系統、SFW第一号系統、S
FW第二号系統、SFC第三号系統及びSFC第四号系
統」を「及び梅第一号系統」に改め、同表東京都交通局巢
鴨自動車営業所の項中、「劇第三号系統、SFW第一号系
統、SFW第二号系統、SFC第三号系統及びSFC第四
号系統」を「及び劇第三号系統」に改め、同表東京都交通
局北自動車営業所の項中、「学第五号系統、SFW第一号
系統、SFW第二号系統、SFC第三号系統及びSFC第
四号系統」を「及び学第五号系統」に改め、同表東京都交
通局千住自動車営業所の項中、「里第四十八号系統、SFW
第一号系統、SFW第二号系統、SFC第三号系統及び
SFC第四号系統」を「及び里第四十八号系統」に改め、
同表東京都交通局南千住自動車営業所の項中、「S第一号

系統、SFW第一号系統、SFW第二号系統、SFC第三
号系統及びSFC第四号系統」を「及びS第一号系統」に
改め、同表東京都交通局江東自動車営業所の項中、「艇第
十号系統、SFW第一号系統、SFW第二号系統、SFC
第三号系統及びSFC第四号系統」を「及び艇第十号系
統」に改め、同表東京都交通局江戸川自動車営業所の項中
「艇第十一号系統、SFW第一号系統、SFW第二号系
統、SFC第三号系統及びSFC第四号系統」を「及び艇
第十一号系統」に改め、同表東京都交通局深川自動車営業
所の項中、「江東第一号系統、SFW第一号系統、SFW
第二号系統、SFC第三号系統及びSFC第四号系統」を
「及び江東第一号系統」に改め、同表東京都交通局有明自
動車営業所の項中、「波第一号系統、SFW第一号系統、
SFW第二号系統、SFC第三号系統及びSFC第四号系
統」を「及び波第一号系統」に改める。

附 則
この規程は、令和三年九月六日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第五号
昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の
運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、令
和三年九月六日から実施する。

令和三年九月三日

東京都交通局長 内 藤 淳

表SFW第一号系統の項からSFC第四号系統の項まで
を削る。

公 告

令和三年二級建築士試験の実施場所の変更に
ついて

令和三年三月五日付東京都公報で公告した令和三年二級
建築士試験の実施場所の一部を次のとおり変更する。

令和三年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更箇所

令和三年九月十二日(日曜日)実施の二級建築士試験
「設計製図の試験」の試験実施の場所

二 変更内容

- 変更前 東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号
中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十
七号
読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一
丁目一番一号
早稲田大学 新宿区戸山一丁目二十四番一号
変更後 東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号
中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十
七号
読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一
丁目一番一号
早稲田大学 新宿区西早稲田一丁目七番十四
号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年九月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

国分寺市新町二丁目三番四十
五及び同番五十二
地十一

株式会社トムズハウジング
代表取締役 鈴木 努

あきる野市野辺字七辻千九十
三番一
番地一

株式会社アイ・シー・エス
代表取締役 井草 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年九月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

東久留米市柳窪二丁目百八十
八番一
港区港南二丁目十五番三号
NECキャピタルソリュー
ション株式会社

代表取締役 今関 智雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年九月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

小平市花小金井八丁目四百三
十一番一及び同番四十二の各
一部
西東京市東伏見三丁目八番
十三号
ティーア라운드株式会社

代表取締役 大橋 博範

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

